

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

香川県内水面漁場管理委員会会長 松本 タミ

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 指示の内容</p> <p>(1) 持ち出しの制限</p> <p>県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、<u>区画漁業権漁場から持ち出して食用若しくは加工用に供する場合又は公的機関が試験研究若しくは検査に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 指示の期間</p> <p>平成17年6月3日から<u>平成22年3月31日まで</u></p>	<p>1 指示の内容</p> <p>(1) 持ち出しの制限</p> <p>県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、<u>公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 指示の期間</p> <p>平成17年6月3日から<u>平成21年3月31日まで</u></p>